

幕別消防署自動体外式除細動器貸出要綱

平成 22 年 3 月 24 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、幕別町民が参加するイベント等において、町民が心肺停止状態に陥った際に、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）による救命活動を迅速に行うことができるようにするため、町民や各種団体等に対する AED の貸出しに対して必要な事項を定める。また、AED の貸出しを行うことにより、AED の意義、効果、必要性について町民の理解を深めることを目的とする。

(AED の設置)

第 2 条 貸出し用 AED は 1 台とし、幕別消防署（以下「消防署」という。）に配置するものとする。

(貸出しの条件)

第 3 条 AED は次の各号のいずれにも該当する場合に貸出しを行うものとする。ただし、署長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 幕別町内で開催される各種イベント等であること。
- (2) イベント等の実施者が、学校、企業、自治会等の各種団体、町民活動や社会教育団体、その他これらに類する団体であること。
- (3) イベント等開催期間を通して、普通救命講習、上級救命講習及びその他これらに類する講習を修了した者が、会場に配置されていること。

(貸出し期間)

第 4 条 期間は原則 1 日単位とし、連続貸出しは 5 日までとする。

2 イベント等が終了後は、速やかに返却するものとする。

(貸出し諸手続き)

第 5 条 AED の貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、次のとおり貸出し手続きを行うものとする。

- (1) 借受者は、その貸出しを受けようとする日の 2 ヶ月前から 2 週間前までに、「自動体外式除細動器貸出申請書（様式第 1 号）」を消防署、または各支署に提出しなければならない。
- (2) 消防署は、「自動体外式除細動器貸出申請書」の提出を受けた際は、貸出しの可否を遅延なく決定し、「自動体外式除細動器貸出承諾（不承諾）書（様式第 2 号）」により借受者に通知する。
- (3) 貸出承諾の通知を受けた借受者は、「自動体外式除細動器貸出承諾（不承諾）書」を持参し、引渡し日に消防署にて貸出しを受ける。なお、その際貸出し留意事項の説明を受けるものとする。

2 返却の手続きは次のとおりとする。

- (1) 借受者は、返却予定日にAEDを持参し、消防署より「自動体外式除細動器返却時確認書(様式第3号)」によるAEDの点検等終了後に返却を行う。
- (2) 借受者は、貸出し期間中にAEDを使用した場合、返却時に「自動体外式除細動器使用報告書(様式第4号)」を提出しなければならない。
- (3) 借受者は、AEDを破損または亡失した時は、「自動体外式除細動器損傷・亡失報告書(様式第5号)」により、直ちに届け出をしなければならない。

(費用負担)

第6条 AEDの貸出しは無償とする。

2 貸出し期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する費用は、借受者が負担する。ただし、貸出し期間中、救命活動の実施に際し、傷病者に対して使用したAEDパッドに係る経費は、この限りではない。

(借受者の責務)

第7条 借受者は、AEDを返却するまでの期間、AEDの管理をするほか、使用にあつたては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDを使用するときは、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) AEDを目的外に使用しないこと。
- (3) AEDの転貸やその権利を譲渡しないこと。
- (4) 故意又は過失等により、AEDを破損または亡失した時は、借受者等の負担により原状回復を行うこと。

(損害賠償責任)

第8条 貸出者は、借受者がAEDの誤った使用により生じた事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 貸出者は、やむをえない事由により貸出し不能となった場合、貸出承認後であっても、承認を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年8月19日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

付 則 (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。